

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第七十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8及び第4の1の行動援護サービス費の注7、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等一の注、障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9及に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8並びに第4の1の行動援護サービス費の注7、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表サービス利用計画作成費単位数表1のサービス利用計画作成費の注4及び厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等一の注に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成二十一年厚生労働省告示第百七十七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第10の13の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎じん臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、臍すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第11の16の療養食加算の注の厚生労働大臣が定める療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎じん臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、臍すい臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食とする。</p>

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第百七十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第13の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第14の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p>

◎障害者自立支援法施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第七十七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第12の8又は第13の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者</p>	<p>障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第13の5の短期滞在加算を算定される者のうち継続的に居室その他の設備の提供を受ける者</p> <p>三 介護給付費等単位数表第13の8又は第14の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者</p>

◎障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額一（略）</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第二号に規定する共同生活住居費の基準費用額は、一万円とする。</p>	<p>障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項第二号に規定する共同生活住居費の基準費用額は、一万円とする。</p>

◎厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一〇三（略）</p> <p>四 前三号にかかわらず、適用日において現に存する障がい者 <u>制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を 見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係 法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措 置に関する省令（平成二十四年厚生労働省令第 号）第二十三 条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福 祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平 成十八年厚生労働省令第百七十一号）第九十七条第一項、第 百八条第一項、第百十二条、第百十三条、第百十九条又は 第二百二十条に規定する指定児童デイサービス事業所、基準 該当児童デイサービス事業所又は特定基準該当児童デイサー ビスを提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所が、適 用日以後引き続き指定通所基準第四条若しくは第六十五条に 規定する指定児童発達支援若しくは指定放課後等デイサービ ス又は児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基 準該当通所支援を提供する事業を行う場合における一単位の 単価は、十円に次の表の上欄に掲げる指定通所支援又は児童 発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所</u></p>	<p>一〇三（略）</p> <p>四 前三号にかかわらず、適用日において現に存する障害者自 立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設 備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十 一号）第九十七条第一項、第百八条第一項、第百十二条、第 百十三条、第百十九条又は第二百二十条に規定する指定児 童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又 は特定基準該当児童デイサービスを提供する特定基準該当障 害福祉サービス事業所が、適用日以後引き続き指定通所基準 第四条若しくは第六十五条に規定する指定児童発達支援若し くは指定放課後等デイサービス又は児童発達支援若しくは放 課後等デイサービスに係る基準該当通所支援を提供する事業 を行う場合における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に 掲げる指定通所支援又は児童発達支援若しくは放課後等デイ サービスに係る基準該当通所支援を提供する事業を行う事業 所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に 応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>

支援を提供する事業を行う事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

五
(略)

五
(略)

◎厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の注7、注10及び注13の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。</p> <p>一～六（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第8の1の注4の厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる状態のうち、五以上の状態に適合する場合とする。</p> <p>一～六（略）</p>

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・11（略）</p> <p>別表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ ホ（略） 注1～注11（略）</p> <p>12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市</u>（以下「指定都市」という。）又は<u>同法第252条の22第1項の中核市</u>（以下「中核市」という。）<u>にあつては、指定都市又は中核市の市長。</u>以下同じ。）に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>1・11（略）</p> <p>別表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ ホ（略） 注1～注11（略）</p> <p>12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>13～15 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 生活介護</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 送迎加算</p> <p>27単位</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この12において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この12において同じ。)に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 (略)</p> <p>13～15 (略)</p> <p>第7～第16 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>13～15 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 生活介護</p> <p>1～11 (略)</p> <p>12 送迎加算</p> <p>27単位</p> <p>注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この12において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この12において同じ。)に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。</p> <p>2 (略)</p> <p>13～15 (略)</p> <p>第7～第16 (略)</p>
--	---

◎厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）<u>第四十四条第三項第一号</u>に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助を除く。）を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区</p>	<p>一 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）<u>第四十四条第三項第一号</u>に規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第9の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>附則第二十条</u>に規定する旧法施設支援（通所によるものを除く。以下「旧法施設支援」という。）を除く。）を利用する者とする。</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区</p>

分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八三、〇四〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三二、九六〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六三、四〇〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三二、〇六〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単

にに応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八〇、〇〇〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三一、七六〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 五八、〇四〇単位

(2) 介護保険給付対象者 二九、三五〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単

位数

(一) 区分六（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第六号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者

四四、〇七〇単位

(二) 区分五（区分省令第二条第五号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者

三一、一一〇単位

(三) 区分四（区分省令第四条に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者

二四、八一〇単位

(四) 区分三（区分省令第三条に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者

一九、八二〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

一三、五六〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、

介護給付費等単位数表の第11の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

位数

(一) 区分六（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第六号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者

四〇、〇三〇単位

(二) 区分五（区分省令第二条第五号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者

二八、二七〇単位

(三) 区分四（区分省令第四条に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者

二二、五四〇単位

(四) 区分三（区分省令第三条に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者

一八、〇二〇単位

(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）

一一、三一〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、

介護給付費等単位数表の第12の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第14の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第15の1の就労継続支援A型サービス費若しくは介護給付費等単位数表の第16の1の就労継続支援B型サービス費又は障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）別表指定旧法施設支援単位数表の第1の1の旧身体障害者更生施設支援費、同表の第2の1の旧身体障害者療護施設支援費、同表の第3の1の旧身体障害者授産施設支援費、同表の第4の1の旧知的障害者更生施設支援費若しくは同表の第6の1の旧知的障害者授産施設支

- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 二四、四九〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 一七、八四〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
 一三、五六〇単位
- (四) 区分四に該当する者
 一三、九四〇単位
- (五) 区分三に該当する者
 一〇、八〇〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 三、六六〇単位
- (二) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。） 附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの（(三)に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

- 援費（それぞれ通所による指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）に係るものに限る。以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 一一、二四〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
 の
 一六、二二〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの
 一一、三一〇単位
- (四) 区分四に該当する者
 一一、六八〇単位
- (五) 区分三に該当する者
 九、八二〇単位
- (4) 介護給付費等単位数表の第10の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの 三、三三〇単位
- (二) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。） 附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの（(三)に掲げる者を除く。） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一五、〇〇〇単位

b 区分五に該当する者

九、五四〇単位

c 区分四に該当する者

七、四四〇単位

(三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

三、六六〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第9の1の共同生活介護サービス費のロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費(以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」という。)を算定される者(五)に掲げる者を除く。

次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一六、七八〇単位

b 区分五に該当する者

一一、〇七〇単位

c 区分四に該当する者

九、〇〇〇単位

d 区分三に該当する者

七、九一〇単位

(五) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

三、六六〇単位

ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者(ロ及びハに掲げる者を除く。)

(1) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(2) から(4)までに掲げる者以外のもの

次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二九、一七〇単位

a 区分六に該当する者

一三、六三〇単位

b 区分五に該当する者

八、六七〇単位

c 区分四に該当する者

六、七七〇単位

(三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

三、三三〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第10の1の共同生活介護サービス費のロの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費(以下「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」という。)を算定される者(五)に掲げる者を除く。

次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一五、二四〇単位

b 区分五に該当する者

一〇、〇六〇単位

c 区分四に該当する者

八、一八〇単位

d 区分三に該当する者

七、一九〇単位

(五) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

三、三三〇単位

ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者(ロ及びハに掲げる者を除く。)

(1) 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(2) から(4)までに掲げる者以外のもの

次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二六、二二〇単位

- (2) 介護保険給付対象者 (3) 及び (4) に掲げる者を除く。)
- 七、四九〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者 (4) に掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
一九、〇五〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
一五、八一〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
一一、四五〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
九、五六〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
七、四九〇単位
- (六) 障害児
一五、九四〇単位
- (4) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
二、〇六〇単位
- (二) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスを算定され

- (2) 介護保険給付対象者 (3) 及び (4) に掲げる者を除く。)
- 六、七五〇単位
- (3) 生活介護サービス費等及び介護給付費等単位数表の第7の1の児童デイサービス費(以下「児童デイサービス費」という。)を算定される者 (4) に掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
一七、一一〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
一四、二二〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
一一、一七〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの
八、六〇〇単位
- (五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの
六、七五〇単位
- (六) 障害児
一四、三一〇単位
- (4) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)
- 次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数
- (一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの
一、八四〇単位
- (二) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスを算定され

る者（三）に掲げる者を除く。） 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一一、六三〇単位
 - b 区分五に該当する者 八、四四〇単位
 - c 区分四に該当する者 六、五九〇単位
 - d 区分三に該当する者 五、六四〇単位
- (三) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスを算定される者のうち、介護保険給付対象者であるもの 二、〇六〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2) から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 二四、九四〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 一八、一七〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 一二、四〇〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 七、九六〇単位
 - (五) 区分二に該当する者 六、二九〇単位
 - (六) 区分一に該当する者 五、五四〇単位
 - (七) 障害児 一一、四八〇単位
- (2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービスのイ及びハを算定される者（3）及び（4）に掲げる者を除く。） 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 二二、〇八〇単位

る者（三）に掲げる者を除く。） 次の a から d までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ a から d までに掲げる単位数

- a 区分六に該当する者 一〇、四五〇単位
 - b 区分五に該当する者 七、五九〇単位
 - c 区分四に該当する者 五、九〇〇単位
 - d 区分三に該当する者 五、〇六〇単位
- (三) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービスを算定される者のうち、介護保険給付対象者であるもの 一、八四〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2) 及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
 - (一) 区分六に該当する者 一九、四五〇単位
 - (二) 区分五に該当する者 一三、五〇〇単位
 - (三) 区分四に該当する者 八、四四〇単位
 - (四) 区分三に該当する者 四、五〇〇単位
 - (五) 区分二に該当する者 三、〇五〇単位
 - (六) 区分一に該当する者 二、三七〇単位
 - (七) 障害児 七、五九〇単位

(二) 区分五に該当する者

一五、三五〇単位

(三) 区分四に該当する者

九、五九〇単位

(四) 区分三に該当する者

五、一〇〇単位

(五) 区分二に該当する者

三、四七〇単位

(六) 区分一に該当する者

二、六八〇単位

(七) 障害児

八、六二〇単位

(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(4)に掲げる者を除く。()

一九、四四〇単位

(4) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(五)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

九、七六〇単位

(二) 区分五に該当する者

六、五一〇単位

(三) 区分四に該当する者

四、六六〇単位

(四) 区分三に該当する者

三、六九〇単位

(五) 区分二に該当する者

一、四〇〇単位

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第16の1の共同生活援助サービス費を算定される者 二、一一〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される

(2) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者のうち区分六に該当するもの(3)に掲げる者を除く。()

一七、一二〇単位

(3) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者 次の(一)から(五)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

八、六〇〇単位

(二) 区分五に該当する者

五、七四〇単位

(三) 区分四に該当する者

四、一〇〇単位

(四) 区分三に該当する者

三、二五〇単位

(五) 区分二に該当する者

一、二四〇単位

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。)に限る。)であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費又は介護給付費等単位数表の第17の1の共同生活援助サービス費を算定される者 一、八四〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定される

もの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ
(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一一、九二〇単位

(二) 区分五に該当する者 八、六六〇単位

(三) 区分四に該当する者 六、七七〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの
の 三、〇八〇単位

(3) 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一〇、五一〇単位

(二) 区分五に該当する者 七、二六〇単位

(三) 区分四に該当する者 五、三二〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 区分六に該当する者 八、四〇〇単位

(2) 区分五に該当する者 五、一四〇単位

もの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ
(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一〇、四九〇単位

(二) 区分五に該当する者 七、六三〇単位

(三) 区分四に該当する者 五、九四〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの
の 二、七〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 九、二四〇単位

(二) 区分五に該当する者 六、三九〇単位

(三) 区分四に該当する者 四、七〇〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 区分六に該当する者 七、三九〇単位

(2) 区分五に該当する者 四、五四〇単位

別表
(略)

(3) 区分四に該当する者 三二、一五〇単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

- (1) (2)に掲げる者以外のもの 一一、二七〇単位
- (2) 共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 三〇、〇九〇単位

(3) 区分四に該当する者 一一、八五〇単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

- (1) (2)に掲げる者以外のもの 九、八九〇単位
- (2) 共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。） 一一、七〇〇単位

三 令第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

- イ 重度障害者等包括支援を受けた者
- ロ 旧法施設支援を受けた者

四 令第四十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額は、三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに次の算式により算定した額とする。

算式

当該月のサービス利用計画作成費の支給額の合計×当該月の障害福祉サービスの利用者（施設入所支援を受けた者及び前号に掲げる者を除く。）の数に〇・一を乗じた数（その数に1未満の端数があるときはその端数を四捨五入するものとし、その数が1未満のときは1とする。）÷当該月におけるサービス利用計画作成費を支給された者の数

別表
(略)

◎厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（以下「実務者研修修了者」という。）<u>、介護保険法施行規則（平成十</u></p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修修了者」という。）及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）<u>第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の</u>一級課程を修了した者（以下「一級課程修了者」という。）</p>

一年厚生省令第三十六号)第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者(以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。)及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。)
第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者(以下「一級課程修了者」という。)
の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(7) 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害程度区分五以上である者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為を必要とする者(当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等を必要とする者」という。)
の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(7) 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所等（介護給付費等单位数表第1の1の注13に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- (4) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）その他の労働に関する

- る法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。
- a 福祉・介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- b aの要件について書面をもつて作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。
- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三 介護給付費等単位数表第1の6の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 福祉・介護職員等の賃金（退職手当を除く。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ニ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

ヘ 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

四 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

二 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(6) (略)

(1) ～ (6) (略)

(7) 当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(8) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十七年三月三十一日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(9) (略)

(10) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ・ハ (略)

五 介護給付費等単位数表第2の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

六 介護給付費等単位数表第2の7の注の厚生労働大臣が定める基準

(7) 当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(8) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として三千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が百分の五十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(9) (略)

(10) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ・ハ (略)

第三号の規定を準用する。

七 (略)

八 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (略)

- (6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第五に係るものに限る。)の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。)の占める割合が百分の三十以上であること。
- (7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテ

三 (略)

四 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) (5) (略)

- (6) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上、前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上又は居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修(居宅介護従業者基準別表第四に係るものに限る。)の課程を修了した者及び厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を修了した者その他これに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等」という。)の占める割合が百分の三十以上であること。
- (7) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等又は五年以上の実務

シオンセンター学院視覚障害学科修了者等又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

九 介護給付費等単位数表第3の5の注の厚生労働大臣が定める基準
第二号の規定を準用する。

十 介護給付費等単位数表第3の6の注の厚生労働大臣が定める基準
第三号の規定を準用する。

十一 (略)

十二 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(5) (略)

(6) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

五 (略)

六 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(5) (略)

(6) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年

(7) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十七年三月三十一日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であつて行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者及び喀痰吸引等^{かくたん}を必要とする者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

十三 介護給付費等単位数表第4の5の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十四 介護給付費等単位数表第4の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十五 介護給付費等単位数表第5の6の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十六 介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十七 介護給付費等単位数表第6の14の注の厚生労働大臣が定める基準

以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十四年三月三十一日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であつて行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

準

第二号の規定を準用する。

十八 介護給付費等単位数表第6の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十九 介護給付費等単位数表第7の9の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 当該指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受け
る必要がある者（現に指定短期入所を受けている利用者を除く。
以下この号において同じ。）を受け入れるために、利用定員の百
分の五に相当する数の利用者に対応するための体制を整備してい
ること。

ロ 算定月の属する月の前三月間において、利用定員に利用者に対
して指定短期入所を行った日数を乗じて得た数に占める当該三月
間における利用延人数の割合が百分の九十以上であること。

二十 介護給付費等単位数表第7の13の注の厚生労働大臣が定める基
準

第二号の規定を準用する。

二十一 介護給付費等単位数表第7の14の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

二十二 介護給付費等単位数表第8の3の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

二十三 介護給付費等単位数表第8の4の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

二十四 介護給付費等単位数表第8の重度障害者包括支援サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上であること。

二十五 介護給付費等単位数表第9の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十六 介護給付費等単位数表第9の12の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十七 介護給付費等単位数表第10の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十八 介護給付費等単位数表第10の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十九 介護給付費等単位数表第11の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十 介護給付費等単位数表第11の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十一 介護給付費等単位数表第12の13の注の厚生労働大臣が定める基準

七 介護給付費等単位数表第9の重度障害者包括支援サービス費の注

1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十五点以上であること。

第二号の規定を準用する。

三十二 介護給付費等単位数表第12の14の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

三十三 介護給付費等単位数表13の13の注1の厚生労働大臣が定める
基準

イ 移行準備支援体制加算(I)
算定対象となる利用者が、利用定員の百分の五十以下であるこ
と。

ロ 移行準備支援体制加算(II)
次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1) 就労支援単位(就労移行支援事業の訓練が三人以上の者に対
して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。
)ごとに実施すること。

(2) 移行準備支援体制加算(II)の算定対象となる利用者が、利用
定員の百分の七十以下であること。

(3) 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費
等単位数表第13の1のイの就労移行支援サービス費(I)につい
ては、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法で、施設
外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

三十四 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

三十五 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

三十六 介護給付費等単位数表第13の13の注2、第14の11の注及び第

八
の注の介護給付費等単位数表第14の13の注、第15の11の注及び第16の12
の注の厚生労働大臣が定める基準

15の12の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 就労支援単位（就労継続支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）ごと

とに実施すること。

ロ（略）
ハ 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービス費に及び、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(5)までに掲げる数以上とする。

- (1) 介護給付費等単位数表の第14の1のイの就労継続支援A型サービス費(I) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数
- (2) 介護給付費等単位数表の第14の1のロの就労継続支援A型サービス費(II) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数
- (3) 介護給付費等単位数表の第15の1のイの就労継続支援B型サービス費(I) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数
- (4) 介護給付費等単位数表の第15の1のロの就労継続支援B型サービス費(II) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

三十七 介護給付費等単位数表第14の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十八 介護給付費等単位数表第14の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十九 介護給付費等単位数表第15の17の注の厚生労働大臣が定める

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 就労支援単位（就労移行支援事業又は就労継続支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）ごと

とに実施すること。

ロ（略）
ハ 一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(5)までに掲げるサービス費に及び、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(5)までに掲げる数以上とする。

- (1) 介護給付費等単位数表の第14の1のイの就労移行支援サービス費(I) 施設外就労利用者の数を六で除して得た数
- (2) 介護給付費等単位数表の第15の1のイの就労継続支援A型サービス費(I) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数
- (3) 介護給付費等単位数表の第15の1のロの就労継続支援A型サービス費(II) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数
- (4) 介護給付費等単位数表の第16の1のイの就労継続支援B型サービス費(I) 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数
- (5) 介護給付費等単位数表の第16の1のロの就労継続支援B型サービス費(II) 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

基準

第二号の規定を準用する。

四十 介護給付費等単位数表第15の18の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

四十一 介護給付費等単位数表第16の9の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

四十二 介護給付費等単位数表第16の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

別表第一・別表第二（略）

別表第一・別表第二（略）

◎指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件
 新旧対照条文

○指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第二百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項に規定する相談支援専門員</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第二百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）第三条第一項に規定する相談支援専門員</p> <p>二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第9の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者</p>

三 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条に規定する相談支援専門員

四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条に規定する相談支援専門員

◎厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一〇七（略）</p> <p>八 重度訪問介護サービス費の注5及び注6の厚生労働大臣が定める者</p> <p>居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号（居宅介護従業者基準別表第二及び別表第三に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）まで、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号に掲げる者</p> <p>九 介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準別表第四に規定する課程を修了した者に限る。）、第八号又は第十二号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十四号（三級訪問介護員を除く。）、十六号（居宅介護従業者基準による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が</p>	<p>一〇七（略）</p> <p>八 重度訪問介護サービス費の注5及び注6の厚生労働大臣が定める者</p> <p>居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号（居宅介護従業者基準別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）まで、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号に掲げる者</p> <p>九 介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準別表第三に規定する課程を修了した者に限る。）、第八号又は第十二号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十四号（三級訪問介護員を除く。）、十六号（居宅介護従業者基準による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が</p>

定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、「第十七号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第十八号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者にあつては、平成二十六年九月三十日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第四）に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するものとみなす。）

ロ・ハ（略）

十〇十二（略）

定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、「第十七号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第十八号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者にあつては、平成二十六年九月三十日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第三）に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するものとみなす。）

ロ・ハ（略）

十〇十二（略）

◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものをみなされた指定療養介護事業所を除く。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の療養介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 指定療養介護事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準</p>

び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

ハ 指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める 営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める 所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間に満たないこと。</p>	<p>百分の八十</p>

並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定生活介護事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

三 介護給付費等単位数表第6の1の児童デイサービス費の注3の(i)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第九十六条に規定する指定児童デイサービスをいう。）又は基準該当児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第八十九条第一項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。）（以下「指定児童デイサービス等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準

に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第九十七条第一項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。）又は基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第百八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）（以下「指定児童デイサービス事業所等」という。）の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合 (1) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合 (一) 利用定員が十一人以下の指定児童デイサービス事業所等 指定障害福祉サービス基準第百四条（指定障害福祉サービス基準第百十一条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて</p>	<p>百分の七十</p>

<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、指定児童デイサービス事業所等に置くべき指導員若しくは保育士又は</p>	<p>厚生労働大臣が定める 従業者の員数の基準</p>	<p>百分の七十</p>	<p>ロ 指定児童デイサービス事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が十二人以上の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 一日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が五十人以下の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上の指定児童デイサービス事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
---	---------------------------------	--------------	---	--	------------------------------

三 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

四 介護給付費等単位数表第9の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定障害者支援施設等(指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

六 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準

サービス管理責任者の員数を満たして
いないこと。(サービス管理責任者の
員数については、指定障害福祉サービ
ス基準附則第五条第三項又は附則第六
条第三項の規定により、指定児童デイ
サービスのサービス管理責任者を置か
ないことができる場合も含む。)

四 介護給付費等単位数表第8の1の短期入所サービス費の注11の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

五 介護給付費等単位数表第10の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

六 介護給付費等単位数表第11の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定障害者支援施設等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

七 介護給付費等単位数表第12の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準

並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

七| 介護給付費等単位数表第12の1の生活訓練サービス費の注5の
(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準
並びに所定単位数に乘じる割合

イ〜ハ (略)

八| 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5
の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基
準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

九| 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の
注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数
の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十| 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の
注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数
の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一| 介護給付費等単位数表第16の1の共同生活援助サービス費の注
8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に
乘じる割合

(略)

並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

八| 介護給付費等単位数表第13の1の生活訓練サービス費の注5の(1)
の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準
並びに所定単位数に乘じる割合

イ〜ハ (略)

九| 介護給付費等単位数表第14の1の就労移行支援サービス費の注5
の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の
基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十| 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援A型サービス費の
注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員
数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一| 介護給付費等単位数表第16の1の就労継続支援B型サービス費
の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の
員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十二| 介護給付費等単位数表第17の1の共同生活援助サービス費の注
8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数
に乘じる割合

(略)

◎厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 指定療養介護の施設基準</p> <p>イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1のイの(1)療養介護サービス費(1)を算定すべき指定療養介護の単位(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六号までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」と</p>	<p>一 指定療養介護の施設基準</p> <p>イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1のイの療養介護サービス費(1)を算定すべき指定療養介護の単位（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数（生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。）が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八</p>

いう。) 第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。) で、前年度の利用者 (介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。) の (1) 、ハの (1) 及びニの (1) において同じ。) の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第5の1のイの (2) の療養介護サービス費 (Ⅱ) を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の (1) 又は (2) に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位 (指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六号までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。) ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

(2) 指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所 (以下「特例指定療養介護事業所」という。) であつて、当該指定療養介護の単位 (1) とに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者 (介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を含む。) の (2) 、ニの (2) 及びへからチまでにおいて同じ。) の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第5の1のイの (3) の療養介護サービス費 (Ⅲ) を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。) 第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。) で、前年度の利用者 (介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。) からニまでにおいて同じ。) の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第5の1のロの療養介護サービス費 (Ⅱ) を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第5の1のハの療養介護サービス費 (Ⅲ) を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六号までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)(2)に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

(2) 特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位(2)に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

二 介護給付費等単位数表第5の1のイの(4)の療養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六号までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)(2)に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

(2) 特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位(2)に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第5の1のイの(5)の療養介護サービス費(Ⅴ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位(2)に置くべき生活支援員の員数が、

当該指定療養介護の単位(2)に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

二 介護給付費等単位数表第5の1のニの療養介護サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位(2)に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第5の1のホの療養介護サービス費(Ⅴ)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位(2)に置くべき生活支援員の員数が、

常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

へ 介護給付費等単位数表第5の1のロの(i)の経過的療養介護サービス費(I)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ト 介護給付費等単位数表第5の4のイの人員配置体制加算(I)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

介護給付費等単位数表第5の1のロの(i)の経過的療養介護サービス費(I)を算定している特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

チ 介護給付費等単位数表第5の4のロの人員配置体制加算(II)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

介護給付費等単位数表第5の1のイの(ii)の療養介護サービス費(II)を算定している特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。

二 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の1のハの経過的な生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなされた指定障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十

指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。

二 指定生活介護等の施設基準

七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)であること。

ロ(二) (略)

ホ 介護給付費等単位数表第6の11の延長支援加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

次の及びに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定める営業時間が八時間以上であり、かつ、利用者に対して八時間を超えて指定生活介護等を行うこと。

(2) 指定障害福祉サービス基準の基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1以上配置していること。

二の二 指定短期入所の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第7の1のロの(1)の医療型短期入所サービス費(I)又は同ハの(1)の医療型特定短期入所サービス費(I)若しくは医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)を算定する指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること。

(1) (3) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第7の1のロ及びハの医療型短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)若しくは医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるものいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1) (2) (略)

イ(ハ) (略)

二の二 指定短期入所の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第8の1のロの(1)の医療型短期入所サービス費(I)又は同ハの(1)の医療型特定短期入所サービス費(I)を算定する指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること。

(1) (3) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第8の1のロ及びハの医療型短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)若しくは医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるものいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1) (2) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第7の1のハの医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

(2) 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

二の三 指定共同生活介護の施設基準
介護給付費等単位数表第9の8の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百三十八条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第9の8の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第9の8の注に規定する厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の1のホの経過的施設入所支援サービス費を算定すべき指定施設入所支援の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者

二の三 指定共同生活介護の施設基準

介護給付費等単位数表第10の8の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百三十八条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第10の8の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第10の8の注に規定する厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

三 指定施設入所支援等の施設基準

施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ 介護給付費等単位数表第10の2の夜勤職員配置体制加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位（介護給付費等単位数表第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員（ロにおいて「生活支援員」という。）の員数が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数（介護給付費等単位数表第10の1の注1に掲げる(2)又は(3)のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。）の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

(2)・(3) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第10の11の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

(1) 介護給付費等単位数表第10の11の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) (略)

(3) 精神科を担当する医師による定期的な指導が月二回以上行われていること（施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）。

(4)・(5) (略)

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第11の2の夜勤職員配置体制加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位（介護給付費等単位数表第11の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員（ロにおいて「生活支援員」という。）の員数が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数（介護給付費等単位数表第11の1の注1に掲げる(2)又は(3)のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。）の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

(2)・(3) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第11の11の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

(1) 介護給付費等単位数表第11の11の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) (略)

(3) 精神科を担当する医師による定期的な指導が月二回以上行われていること。

(4)・(5) (略)

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第12の1の3の地域移行支援体制強化加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)・(2) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 短期滞在加算(1)を算定すべき場合の施設基準

(一) 居室の定員が四人以下（指定障害者支援施設基準附則第十条の規定による指定障害者支援施設が行う場合にあつては、原則として四人以下）であること。

(二) (四) (略)

(2) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第12の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第六十六条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され

イ 介護給付費等単位数表第13の1の3の地域移行支援体制強化加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)・(2) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第13の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 短期滞在加算(1)を算定すべき場合の施設基準

(一) 居室の定員が四人以下（指定障害者支援施設基準附則第十条の規定による指定障害者支援施設（障害者自立支援法）平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）が行う場合にあつては、原則として四人以下）であること。

(二) (四) (略)

(2) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第13の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第六十六条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第13の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され

ているとともに、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

二 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 精神障害者退院支援施設加算(I)を算定すべき場合の施設基準

(一) 用定員が次の(イ)又は(ロ)に掲げる精神障害者退院支援施設（介護給付費等単位数表第12の8の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める基準を満たしていること。

(イ) 病院の建物内の医療法第七条第二項第一号に規定する精神病床を転換して設けられたもの（以下「病床転換型」という。）二十人以上六十人以下

(ロ) (略)

(二) (略)

(2) (略)

五 指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第13の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ・ロ (略)

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援A型サービス費(I)を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

ているとともに、介護給付費等単位数表第13の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

二 介護給付費等単位数表第13の8の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 精神障害者退院支援施設加算(I)を算定すべき場合の施設基準

(一) 用定員が次の(イ)又は(ロ)に掲げる精神障害者退院支援施設（介護給付費等単位数表第13の8の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める基準を満たしていること。

(イ) 病院の建物内の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第一号に規定する精神病床を転換して設けられたもの（以下「病床転換型」という。）二十人以上六十人以下

(ロ) (略)

(二) (略)

(2) (略)

五 指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第14の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ・ロ (略)

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

介護給付費等単位数表第15の1のイの就労継続支援A型サービス費(I)を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1のイの就労継続支援B型サービス費(I)(ロにおいて「就労継続支援B型サービス費(I)」という。を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ロにおいて「職業指導員等」という。)の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の14の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援B型サービス費(I)を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第15の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

七 指定共同生活援助の施設基準

介護給付費等単位数表第16の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第16の1のイの就労継続支援B型サービス費(I)(ロにおいて「就労継続支援B型サービス費(I)」という。を算定すべき介護給付費等単位数表第16の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ロにおいて「職業指導員等」という。)の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第16の14の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援B型サービス費(I)を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第16の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

七 指定共同生活援助の施設基準

介護給付費等単位数表第17の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準

第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) ・ (4) (略)

第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第17の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第17の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) ・ (4) (略)

◎厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「居宅介護等」という。） 次の(1)及び(2)を合計した単位数</p> <p>(1) 居宅介護等（一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。）が行われる時間数を次の(1)から(3)まで</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援（以下「指定重度障害者等包括支援」という。）として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第二十条に規定する旧法施設支援（通所によるものに限る。）（以下「居宅介護等」という。） 次の(1)及び(2)を合計した単位数</p> <p>(1) 居宅介護等（一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。）が行われる時間数を次の(1)から(3)まで</p>

に掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数

(一) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 七百九十三単位

(二) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。②において同じ。)又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 七百九十三単位の百分の二十五に相当する単位数を七百九十三単位に加算した単位数

(三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 七百九十三単位の百分の五十に相当する単位数を七百九十三単位に加算した単位数

(2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数

(一) 日中に行われる場合 七百七十三単位

(二) 夜間に行われる場合 七百七十三単位の百分の二十五に相当する単位数を七百七十三単位に加算した単位数

(三) 深夜に行われる場合 七百七十三単位の百分の五十に相当する単位数を七百七十三単位に加算した単位数

ロ 短期入所 一日につき八百八十二単位。ただし、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。))第五条第二十二項に規定す

に掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数

(一) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 八百単位

(二) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。②において同じ。)又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 八百単位の百分の二十五に相当する単位数を八百単位に加算した単位数

(三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。②において同じ。)に行われる場合 八百単位の百分の五十に相当する単位数を八百単位に加算した単位数

(2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超える範囲において行われるものに限る。)が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数

(一) 日中に行われる場合 七百八十単位

(二) 夜間に行われる場合 七百八十単位の百分の二十五に相当する単位数を七百八十単位に加算した単位数

(三) 深夜に行われる場合 七百八十単位の百分の五十に相当する単位数を七百八十単位に加算した単位数

ロ 短期入所 一日につき八百九十単位。ただし、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。))第五条第十八項第二号

る支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この号において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。)のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円(特定支給決定障害者にあつては、十六万円)未満である者並びに同令第十七条第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成二十七年三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。

ハ 共同生活介護 一日につき九百五十一単位

注 (略)

二 介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たりに指定重度障害者等包括支援として提供される一のイからハまでに定める障害福祉サービスの種類に応じて算定される一のイからハまでに定める単位数の合計数を一週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては七、四

に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この号において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この号において同じ。)のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円(特定支給決定障害者にあつては、十六万円)未満である者並びに同令第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、一日につき六十八単位を加算する。

ハ 共同生活介護 一日につき六百四十五単位に三百十四単位を加算した単位数

注 (略)

二 介護給付費等単位数表第9の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たりに指定重度障害者等包括支援として提供される一のイからハまでに定める障害福祉サービスの種類に応じて算定される一のイからハまでに定める単位数の合計数を一週間当たりに提供

週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合
にあつては二十八で除して得た単位数とする。

される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては七、四
週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合
にあつては二十八で除して得た単位数とする。

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一条。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十一条並びに第八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第二十一条及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者自立支援法施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十一年厚生労働省告示第七十七号）第二号及び第三号に掲げる者</p> <p>二 （略）</p> <p>三 指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項第一号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号のイの(2)の(イ)の(i)及び附則第三条第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三条第一項第一号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号の</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一条。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十一条並びに第八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第二十一条及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第七十七号）第二号及び第三号に掲げる者</p> <p>二 （略）</p> <p>三 指定障害福祉サービス基準附則第四条第一項第一号、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）附則第三条第一項第一号、障害福祉サービス基準附則第三条第一項第一号並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）附則第三条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者</p>

イの(2)の(一)のイの(i)及び附則第三条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める者

介護給付費等単位数表第6の1の注1の(3)、(4)又は(5)に定める者

四 指定障害者支援施設基準第四条第一項第六号のイの(1)及び附則第三条第一項第六号及び障害者支援施設基準第十一条第一項第七号のイの(1)及び附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定める者

介護給付費等単位数表第10の1の注1(3)に定める者

介護給付費等単位数表第6の1の注1の(3)又は(4)に定める者

四 指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号及び障害者支援施設基準附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定める者

介護給付費等単位数表第11の1の注1(3)に定める者

◎厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件
 新旧対照条文

○厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のイ又はロに該当する者</p> <p>イ 平成十八年九月三十日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入院していた者又は指定医療機関（旧児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院していた者のうち、同年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医</p>	<p>一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>平成十八年九月三十日において現に存する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入院した者又は指定医療機関（同法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院した者のうち、平成十八年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関に継続して一以上の他の指定療養介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用している者又は知的障害児施設等若し</p>

療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用してゐる者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

ロ 平成二十四年三月三十一日において知的障害児施設等に入所していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、同年四月一日以降当該知的障害児施設等であつた児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設又は当該指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は当該知的障害児施設等であつた同条に規定する障害児入所施設若しくは当該指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)、同注(4)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者

次のイ又はロに該当する者

イ 特定旧法指定施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）若しくはそのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設（平成十四年法律第六十七号）第十一号第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「指定障害者支援施設等」と

くは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)、同(4)及び第11の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者

特定旧法指定施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）若しくはそのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設（平成十四年法律第六十七号）第十一号第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所してい

- いう。)に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)を利用して^レいる者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び前号に掲げる者
- ロ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によつて介護等を受けることが困難な者
- 三 介護給付費等単位数表第6の1の注1(4)の厚生労働大臣が定める者
- 前号イに定める者
- 四 介護給付費等単位数表第6の1の注1(5)の厚生労働大臣が定める者
- 平成二十四年三月三十一日において、重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者に対する生活介護に準ずる事業を行つていた事業所を利用していた者
- 五 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第10の1の注2の厚生労働大臣が定める者
- 平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(通所のみによる利用に係るものを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者
- 六 介護給付費等単位数表第7の8の注2の厚生労働大臣が定める者
- 次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続していること

る者若しくは当該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護をいう。)を利用して^レいる者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び第一号に掲げる者

- (1) 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- (2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
中心静脈注射を実施している状態
- (3) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- (4) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- (6) 膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態
- (7) 経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態
- (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態
- (9) 気管切開が行われている状態
- 七 介護給付費等単位数表第7の10の注1、2の厚生労働大臣が定める者
現に利用定員の百分の九十五に相当する数の利用者に対応している指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者
- 八 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者
運動機能が座位までであつて、以下の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十人以上である者。
- 九 介護給付費等単位数表第9の8の注、第10の11の注2、第12の5の9の注及び第16の6の注の厚生労働大臣が定める者
(略)
- 十 介護給付費等単位数表第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者

- 三 介護給付費等単位数表第10の8の注、第11の11の注2、第13の5の9の注及び第17の6の注の厚生労働大臣が定める者
(略)
- 四 介護給付費等単位数表第12の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者

(監)

(監)

別表

判定スコア (スコア)

- (1) レスピレーター管理 =10
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭エアウェイ = 5
- (4) O2吸入又はSpO2 90パーセント以下の状態が10パーセント以上 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引又は8.6回/日以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用 = 3
- (7) IVH = 10
- (8) 経口摂取 (全介助) = 3
- (9) 経管 (経鼻・胃ろう含む) = 5
- (10) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (11) 持続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上 = 3
- (13) 継続する透析 (腹膜灌流を含む) = 10
- (14) 定期導尿3回/日以上 = 5
- (15) 人工肛門 = 5
- (16) 体位交換6回/日以上 = 3

◎障害児に係る厚生労働大臣が定める区分の一部を改正する件
 新旧対照条文

○障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第8の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。</p> <p>一～三（略）</p>